○防衛省令第五号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日　防衛大臣　小野寺五典

指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部を改正する省令

指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一　［略］ 二　局次長、政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び防衛省本省の審議官 三～十　［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。